

京都市上下水道局告示第11号

京都市指定給水装置工事事業者から京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成21年5月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名等

京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目8番地の2

ライフラインサービス

福島 文博

2 廃止届出年月日

平成21年4月20日

(上下水道局水道部給水課)